

入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので、公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会契約事務取扱規程第 5 条の規定により公告する。

入札参加者は、この公告のほか、契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札を行うこと。

2025年11月7日

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会
事務総長 石毛 博行

記

1 発注の内容

業務名称	2025 年日本国際博覧会 会期指定期間における拾得物の回収・買受等業務
業務所管所属	公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会 会場運営局 会場サービスチーム
業務種別	会期指定期間に拾得された物品の回収・買受業務
履行場所	別紙仕様書のとおり
履行期間	契約締結日から 2026 年 2 月 27 日(金)まで
入札保証金	免除
落札方式	一般競争入札
最低制限価格の公表	事前公表 入札書最低制限価格：335,000円（税抜き）
支払い条件	一括

2 入札手続き及び発注スケジュール

(1) 入札説明書等交付	交付	2025 年 11 月 7 日（金）から
	交付方法	公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会ウェブサイト（以下「協会ウェブサイト」という。）により行う。 （アドレス https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/ ）
(2) 入札参加申請等	受付期間	2025 年 11 月 7 日（金）から 2025 年 11 月 14 日（金）午後 4 時まで
	申請先	入札に参加する者は、電子メール（アドレス lost-found-center@expo2025.or.jp ）により、一般競争入札参加申請書（様式 3）、入札参加資格保持誓約書（様式 4）、仕様書等提供申込書兼守秘義務誓約書（様式 5）を添付し、申込みを行うこと。 ※電子メール表題に「2025 年日本国際博覧会 会期指定期間における拾得物の回収・買受等業務」と記載すること。 ※一般競争入札参加申請書（様式 3）、入札参加資格保持誓約書（様式 4）、仕様書等提供申込書 兼 守秘義務誓約書（様式 5）の原本は入札時に提出すること。 ※仕様書は上記書類を提出した者に限り提供する。
(3) 入札参加資格通知及び仕様書等提供	通知及び提供日	2025 年 11 月 17 日（月）（予定）
	通知及び提供方法	協会は、随時上記通知及び提供日までに、申請者へ「入札参加資格通知」及び仕様書を電子メールにて送付する。
(4) 下見会への参加	通知日	2025 年 11 月 17 日（月）（予定）
	実施期間	2025 年 11 月 19 日（水）から 2025 年 11 月 21 日（金）午後 4 時まで
	通知及び参加方法	協会は、随時上記通知日までに入札参加申請書（様式 3）に記載の希望日時に基づき、申請者へ下見会参加日時を電子メールにて送付する。
	留意事項	ア. 売却対象拾得物の下見は、協会職員が案内しますが現地での質問等には対応いたしません。 イ. 下見会への参加は任意であり、参加の有無は落札者決定に一切影響しません。ただし、下見会に参加しなかったことにより生じた不利益について、協会は一切の責任を負いません。 ウ. 事業者同士の接触を防止する観点から、事業者ごとに下見会を実施いたします エ. 参加人数は各社 3 名までとします。
(5) 質問	受付期間	2025 年 11 月 7 日（金）から 2025 年 11 月 26 日（水）午後 4 時まで

	質問方法	電子メール（アドレス lost-found-center@expo2025.or.jp）により行うこと。 ※口頭、持参、電話、FAX による問い合わせは不可 ※電子メール表題に「【質問】 2025 年日本国際博覧会 会期指定期間における拾得物の回収・買受等業務」と記載すること。 また質問は「質問票」（様式 6）に記載して添付すること。 ※協会への質問送信後、電話でのメール到達確認は不要とする。 ※質問内容には、入札参加者名を特定できる内容を記載してはならない。 ※質問内容に入札参加者名を特定できる内容の記載がある場合、当該質問に対する回答は行わない。 ※質問回答は、参加者全員に対しメール送信により行う。 ※受付期間以外に登録された質問に対する回答は行わない。
	回答期日	2025 年 11 月 28 日（金）
（6）入札書 ※指定日時までに到着するよう郵送すること。	入札書の提出	2025 年 12 月 5 日（金）午後 4 時必着
	入札・提出方法	郵送 ※提出書類は郵送するものとし、持参又は電送は認めない。
	入札回数	1 回
	提出先	「7 手続き先・問合せ先」を参照
	留意事項	ア. 郵送以外による入札（持参、電送）は認めない。 イ. 入札書は封筒に入れ、封筒に封印、封かんし提出すること。 ウ. 特定記録等の配達状況を追跡できるもので郵送すること。 エ. 一度受理された封書の引換、変更または取り消しはできない。
	入札参加の辞退	ア. 入札参加者は、「入札参加資格通知」を受けた後から入札書を提出するまで、入札参加を辞退することができる。ただし、入札書の提出後は、辞退することができない。 イ. 入札参加を辞退するときは、辞退届（様式10）を提出しなければならない。 ウ. 辞退届を提出後は、当該辞退届を撤回できない。 エ. 入札参加を辞退した者は、入札参加申請の期間中であっても、当該入札には再度申請することができない。

	入札の無効	入札参加資格のない者及び虚偽の申請を行った者が提出した入札書又は入札公告等において示した条件等入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。 次のいずれかに該当する入札は無効とする。 ・ 期限までに到達しなかった封書 ・ 封書が2通以上のとき。 ・ 入札書に記名押印がないとき。 なお、入札時点において入札参加資格のない者の提出した入札書は無効とする。また、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
	落札候補者の決定方法	最低制限価格以上の価格をもって入札書を提出した者の中から最高価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。 落札となるべき価格と同額の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより、落札候補者及び次順位者を決める。
(6) 開札	開札日時	2025年12月8日（月）午前11時
	開札場所	大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎43階 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 ※リモート（ZOOM）により開札を行う。なお、参加は任意とする。詳細は、入札参加資格のある者のみ後日メール送信により行う。
	留意事項	落札となるべき同価の入札が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定することとし、くじは、協会職員が行うものとする。 なお、くじ番号は協会が資格者に対し任意に付与するものとし、付与された番号は入札参加資格と併せて通知する。
(7) 落札候補者の資格審査	事後審査 落札者決定	開札の結果、落札候補者になった者には、協会から電話又はメールにより通知する。
	事後審査資料提出期限	2025年12月10日（水）午後4時まで
	提出方法	郵送または持参により提出すること。

	留意事項	ア. 資格審査は落札候補者にのみ開札後実施する。 イ. 落札候補者には開札後「6 提出書類一覧（3）事後審査時に提出するもの」の審査資料を提出するよう、協会から電話又はメールにより通知する。 ウ. 通知を確認しなかったことによる、落札候補者が被った損失について協会は一切の責めを負わない。 エ. 資格審査の結果、提出した入札書が無効となった場合は、最低制限価格以上の価格をもって入札書を提出したほかの者のうち、次順位者に対し改めて資格審査を行う
（8）落札決定	書類審査	2025年12月中旬（予定） 落札候補者の事後審査により、資格確認後、速やかに落札決定を行う。
（9）入札結果の公表	公表時期	2025年12月下旬（予定）
	公表方法	落札決定後、入札参加者名（共同企業体の場合は加えてその代表構成員名）・入札状況及び入札結果については協会ウェブサイトにて公開する。

3 入札参加資格

入札参加者の構成	入札参加者は、次の形態のいずれかとする。 （1）単独企業 （2）複数企業によって構成する共同企業体（以下「共同企業体」という。） ア. 共同企業体で参加する場合は、共同企業体届出書（様式2-1）、共同企業体協定書（様式2-2）を提出すること。 イ. 構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできない。 ウ. 共同企業体は、代表企業を定めるものとし、代表企業は、本事業への参加手続きや落札者となった場合の契約協議等、協会との調整・協議等における窓口役を担うものとする。 ※入札参加者はいかなる形態においても本件に重複参加することはできない。
----------	---

一般的事項	次に掲げる要件をすべて満たす企業、又は共同企業体であること。 (共同企業体で参加する場合、(5)(6)については、共同企業体として要件を満たすこと。) 次に掲げる要件をすべて満たす企業であること。 (1) 次の一から三までのいずれにも該当しない者であること。 - 一 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者 (2) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。 (3) 消費税及び地方消費税を完納していること。 (4) 経済産業省又は大阪府もしくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。
業務執行体制	資格・体制等 (5) 古物営業法第5条第2項における許可証（以下「古物商許可証」という。）について、この公告の日を基準に5年以上前に交付されている企業であること。 (6) 仕様書に定める本業務の円滑な遂行のための人員体制を組むことができること。

4 交付書類一覧

	交付	名称	交付方法
入札公告	○	1 入札公告	協会ウェブサイトより ダウンロード (※) 3 入札手続き及び発注 スケジュール (2) 入札参加申請等により交付
	○	2-1 共同企業体届出書	
	○	2-2 共同企業体協定書	
	○	3 一般競争入札参加申請書	
	○	4 入札参加資格保持誓約書	
	○	5 仕様書等提供申込書 兼 守秘義務誓約書	
	○	6 質問票	
	○	7 入札書	
	○	8 委任状	
	○	9 使用印鑑届	

	○	10 辞退届	
様式関係	○	11 業務執行体制予定書	
契約関係	○	12 契約書	
	○	13 暴力団排除条例に基づく誓約書	
仕様書	—	14 仕様書（※）	

5 提出書類一覧

（１）入札参加申請時により提出するもの

書類名称	備考
一般競争入札参加申請書	様式 3（代表者以外が申請する場合は、委任状（様式自由）の添付が必要です。）
入札参加資格保持誓約書	様式 4
仕様書等提供申込書 兼 守秘義務誓約書	様式 5

（２）入札時により提出するもの

書類名称	備考
共同企業体届出書	様式 2 - 1 ※入札参加希望者が共同企業体の場合
共同企業体協定書	様式 2 - 2 ※入札参加希望者が共同企業体の場合
入札書	様式 7
委任状	様式 8
使用印鑑届	様式 9
印鑑証明書（原本）	発行日から 3 ヶ月以内のもの

（３）事後審査時に提出するもの

※（２）入札後、提出する審査資料（落札候補者のみ提出）

書類名称	備考
暴力団排除条例に基づく誓約書	様式13
登記関係書類等（写し）	登記(履歴または現在)事項全部証明書（1 部） ・発行日から 3 カ月以内のもの。

本店管轄の都道府県税の納税証明書（写し）	全税目の「都道府県税及びその附帯徴収金に未納の額のないこと」の納税証明書が必要です。（金額等が記載された証明書ではありません。） ・発行日から3カ月以内のもの
本店管轄の税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（その3）（写し）	「消費税及び地方消費税について未納の額のないこと」を証明するもの ※証明様式：その3（その3の2、その3の3でも可） ・発行日から3カ月以内のもの
財務諸表（写し）	貸借対照表・損益計算書 ※連結決算の場合は単体分が必要です。
業務執行体制予定書	様式11、古物商許可証の写し

7 手続き先・問合せ先

内容	手続き先・問合せ先
入札契約関係	〒559-0034 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎43階 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 会場運営局 会場サービスチーム e-mail : lost-found-center@expo2025.or.jp （担当：長町、田中） ※ご連絡はメールにてお願いします。

8 契約手続等

（1）誓約書

落札者は、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を、落札決定後速やかに「入札公告」に示す提出先へ提出（郵送又は持参）しなければならない。誓約書を提出しないときは協会は契約を締結しない。また、誓約書を提出しない入札参加資格者に対し、入札参加停止等の措置を行う。

（2）契約書

落札者と協会との間で、契約(13_契約書)を締結する。

協会では、受発注者双方のコスト削減及び効率化の観点から、電子契約サービス

『CECTRUST-Light サービス』による電子契約を推進している。手続き方法の詳細については、落札者に対し、協会から案内する。（詳細は[こちら](#)からもご確認いただけます。）

落札者は、落札決定の日の翌日から起算して10日以内に電子契約の手続きを完了しなければならない。但し、協会の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。落札者が期間内に電子契約の手続きを完了しないときは、落札者としての権利を失い、協会は契約を締結しないことがある。

（なお、紙での契約書作成を希望する場合は、契約書に記名押印する方法とし、期間等については電子契約と同様の取扱いとする。）

（3）落札者が、契約締結の日までの間において、次のうちアに該当した者は契約せず、イに該当した者とは契約を締結しないことがある。

ア．入札参加資格に掲げる要件を満たさなくなった者

イ．契約の相手方としてふさわしくない場合

(4) (3) ア又はイにより、契約を締結しなくても、協会は一切の責めを負わないものとする。

9 実施上の留意事項

(1) 入札に参加するための費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出書類又はその他の資料に虚偽の記載をした者には、入札参加停止を行うことがある。
また、資格審査資料又はその他の資料に虚偽の記載を行った者が提出した入札書は無効とし、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。

(3) 入札書の提出者が無い場合は、入札執行を取り止める。

(4) 入札執行の保留等又はその他入札に関する重要事項等を連絡する場合があるため、協会ウェブサイトを定期的に確認すること。なお、連絡事項を確認しなかったことによる、入札参加者が被った損失について、協会は一切の責めを負わない。

(5) 入札の参加にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）及び刑法（明治 40 年法律第 45 号）等を遵守すること。

(6) 入札に係る手続きについて協会と参加者との間で用いる言語は、日本語とする。

(7) 情報システムを構築、運用する場合は情報セキュリティの確保に留意すること。